

適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議の開催について

〔 令和 5 年 1 月 16 日 〕
〔 関係府省庁申合せ 〕

- 1 令和 5 年 10 月の消費税の適格請求書等保存方式への円滑な制度移行に当たって、万全の準備を進める観点から、関係府省庁で連携し、必要な取組を行うために、適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	財務省主税局長 国税庁次長 中小企業庁長官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房政策立案総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局政策立案総括官 デジタル庁統括官（国民向けサービス担当） 総務省大臣官房総括審議官 総務省自治税務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省経営局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官

- 3 会議の庶務は、財務省、国税庁、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5 「消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議の開催について」の廃止について（令和 5 年 1 月 13 日関係府省庁申合せ）による廃止前の消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議において検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。

議 事 次 第

〔 令和5年8月25日(金)14:00~15:00
中央合同庁舎8号館6階 623 会議室 〕

第3回 適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 登録申請及び周知広報・相談対応等の状況について（国税庁、財務省、中小企業庁、公正取引委員会）
- (2) 各府省庁からの報告
- (3) 質疑応答・その他

3. 閉 会

【配布資料】

- 資料1 国税庁説明資料
- 資料2 財務省説明資料
- 資料3 中小企業庁説明資料
- 資料4 公正取引委員会説明資料
- 資料5 総務省説明資料
- 資料6 金融庁説明資料
- 資料7 国土交通省説明資料
- 資料8 農林水産省説明資料
- 資料9 厚生労働省説明資料
- 資料10 経済産業省説明資料
- 資料11 文部科学省説明資料

インボイス制度の周知・広報等に関する 進捗状況について

令和 5 年 8 月 25 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

シルバー人材センターにおける契約方法の見直しによる対応

シルバー人材センター（以下「センター」という。）においては、令和5年10月からのインボイス制度の導入への対応として、以下のとおり契約方法を見直すこととしている。

（方針）

○ 契約方法の見直し

本年5月に公布された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という。）の施行（令和6年秋）を見据え、センターの会員（以下「会員」という。）への業務委託について、発注者から会員への直接業務委託契約となるよう契約方法の見直しを行う（※）ことを検討している。こうした契約方法の見直しが行われることで、消費税の課税関係も見直されることとなる。

（※）会員への仕事の提供は、現在は、発注者からセンターが業務委託を受け、センターが会員に再委託する方式により行われている。これをセンターが発注者から依頼を受けて会員を選定し（マッチング）、その会員に対して発注者が直接業務委託を行う方式となるよう改めようとするもの。

○ 契約金額の値上げ

厚生労働省としては、地方自治体がセンターに発注する場合に適正な価格設定を行っていただくよう、都道府県知事に対して依頼する文書を発出しており、また、センターによっては、物価高騰や最低賃金の引上げ、インボイス制度の導入などを背景に、発注者である地方自治体等と契約金額の値上げ交渉を行っているとの承知している。一部のセンターからは契約金額の見直しに対応いただいているとの声も聞いている。

インボイス制度の導入に伴う経過措置（インボイスがなくても仕入れ税額の8割を控除することが可能）が適用される3年間は、こうした契約金額の値上げによる対応が並行して実施されるものと見込まれる。

（取組状況）

上記の方針に従い、契約方法の見直しに係る事務処理の具体化や発注者への説明の仕方などについて関係団体（センターの全国団体、都道府県単位の連合体、それぞれのセンター）と調整を進めており、フリーランス法の施行時期（令和6年秋を想定）を目途として、新たな契約方法に移行していく。